

住民の生命・財産を守ることとは無縁のスーパー堤防事業の撤回を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第3号

受理年月日 令和元年5月13日

付託年月日 令和元年6月20日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区スーパー堤防差止等訴訟の第6回控訴審の証人尋問において、国の証人により江戸川下流域の安全性が証言されました。

すなわち、江戸川右岸下流域の現況流下能力は、毎秒5,000トンの治水安全度をすでに達成しており、さらに国の報告書においても、これを上回る200年に1度の大洪水に対しても、越水しない安全度を有していることも明らかにされました。

これに対して、現況の江戸川右岸の上流及び中流域においては、毎秒5,000トンの流下能力を大幅に下回る未整備区間が多く存在しています。

つまり、もしも毎秒5,000トンあるいはそれを上回る大洪水が発生した場合には、上流域で越水し、これにより下流域の堤防での越水の危険性はさらに低くなります。

この証言に対し、国は一切、反対尋問を行ないませんでした。また、国側証人は毎秒5,000トンの洪水で、上流域での越水は認めたものの、それを上回る計画流量毎秒7,000トンの洪水に対しては、下流域での越水は「分からない」と証言を拒否しました。

当然のこととして、上流で越水した大量の水は、そのまま下流域に押し寄せて来ます。その結果、江戸川区は水に浸かり、この時、下流域のスーパー堤防は何の役にも立ちません。

これが「壊滅的被害から住民の生命・財産を守る」とうたうスーパー堤防事業の実態なのです。

また江戸川区は、区域全体を額縁状にスーパー堤防で囲み、洪水を防ぐ、と公言していますが、これは越水で上流から流れ込む水を囲い込み、江戸川区全域が水面下に没することを意味しています。

こういった事業には住民の理解、協力が得られるはずがありません。

スーパー堤防は、住民犠牲の上に多くの時間と多大な税金を注ぎ込む、全くムダな事業であり、江戸川区には事業推進の方針撤回を求めます。

つきましては、下記のとおり陳情します。

記

住民の犠牲の上に、長期間、多額な税金を要するスーパー堤防は全くムダな事業であり、江戸川区の事業推進の方針の撤回を求めます。